

## イギリスにおけるヒト胚研究の実施状況 (1999~2001年)

(HFEAからの回答)

|                           | 1999    | 2000    | 2001    |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| 作成された胚総数                  | 167,022 | 173,399 | 179,552 |
| 融解された胚総数                  | 19,690  | 27,118  | 28,632  |
| 移植された胚                    | 71,790  | 71,430  | 70,741  |
| 患者利用のために保存された胚            | 43,761  | 48,809  | 49,587  |
| 他者への提供のために保存された胚          | 298     | 181     | 116     |
| 研究目的で作成された胚               | 0       | 0       | 0       |
| 治療周期から研究に供給された胚           | 3,959   | 5,248   | 4,225   |
| 治療周期から研究に提供された卵子          | 1,171   | 1,812   | 2,040   |
| 治療周期から廃棄された胚              | 67,389  | 73,400  | 82,524  |
| 保存周期から廃棄された胚              | 55      | 112     | 65      |
| 研究周期から廃棄された胚              | 22      | 98      | 98      |
| 死滅が許された保存胚<br>(許容保存期間の終了) | 1,377   | 3,407   | 4,899   |



## ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解

(昭和60年3月、平成13年12月改定)

### 1. 研究の許容範囲

精子・卵子・受精卵は生殖医学発展のための基礎的研究ならびに不妊症の診断治療の進歩に貢献する目的のための研究に限って取り扱うことができる

なお、受精卵はヒト胚性幹細胞(ES細胞)の樹立のためにも提供できる

### 2. 精子・卵子・受精卵の取り扱いに関する条件

精子・卵子及び受精卵は、提供者の承諾を得たうえ、また、提供者のプライバシーを守って研究に使用することができる

1) 非配偶者間における受精現象に関する研究は、その目的を説明し、十分な理解を得たうえで、これを行う

2) 受精卵は2週間以内に限って、これを研究に用いることができる

3) 上記期間内の発生段階にある受精卵は凍結保存することができる

### 3. 研究後の処理

研究に用いた受精卵は、研究後、研究者の責任において、これを法に準じて処理する

### 4. 精子・卵子・受精卵の取り扱い者

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う責任者は、原則として医師とし、研究協力者は、その研究の重要性を充分認識したものがこれにあたる

### 5. 研究の登録報告等

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究を本学会員が行うにあたっては、学会指定の書式に準じてこれを報告する

